

教育委員会会議録

令和7年8月5日（火） 午前10時00分 開会
午前10時44分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

川原馨教育長、河野明日香委員、内田智子委員、片山裕之委員、田村太一委員

3 出席した職員

坂川智事務局長、高木健一次長兼管理部長、橋本具征教育部長、佐藤孝教育改革監
渡部純次総合教育センター所長、大谷健二総務課長、中野幸治財務施設課長
鈴木光晴教職員課長、清貴康福利課長、長坂昌彦あいちの学び推進課長
加納澄江高等学校教育課長、尾本国博義務教育課長、伊藤徹特別支援教育課長
祖父江達夫保健体育課長、松本明博ICT教育推進課長、木全貴治中高一貫教育室長
川田敦行総務課担当課長、稲垣正博あいちの学び推進課担当課長
前田憲一高等学校教育課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

川原教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

川原教育長が各委員に諮り、報告事項（2）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 損害賠償請求事件等について

鈴木教職員課長が、損害賠償請求事件等について報告。

川原教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3） 愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の存続を求める意見書（新城市議会議長提出）について

長坂あいちの学び推進課長が、愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の存続を求める意見書（新城市議会議長提出）について報告。

川原教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（片山委員）

募集停止基準が設定された経緯はどのようなものか。

(長坂あいちの学び推進課長)

平成19年度に、当時の作手地区から市街地への交通手段が十分でないことや、作手高校への進学状況等を考慮し、地元の子供たちの就学機会を確保するため、「県立高等学校再編整備計画(第2期第2次分)」において、作手高校を平成23年度に校舎化することとし、その際に募集停止基準を設定した。

設定当時の募集停止基準は、「2年連続して入学者が20人未満となった場合または作手中学校からの入学者が10人未満となった場合には、翌年度募集停止する。」というものであり、その後、交通事情の変化や生徒の進学ニーズの変化を踏まえ、意見書に記載のある条件に見直し、現在に至っている。

(田村委員)

新聞報道等によると、新城市議会から意見書が提出された際に、地域の方も同席されたとのことである。この意見書以外に、地域の方から報告、要望、意見等はあったか。

(長坂あいちの学び推進課長)

公式には市議会から提出された意見書だけであるが、地元の方と話をする中でいろいろな要望をいただいている。

(田村委員)

おそらく地域で署名活動をされていたと思うが、署名は届いているか。

(長坂あいちの学び推進課長)

意見書の提出と合わせて、2,047筆の署名が届いている。

- (4) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議(令和7年度第2回)について
加納高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議(令和7年度第2回)について報告。

川原教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第6号 県立高校の入学式(時)に、生徒・保護者から納入されるお金について、盗難、強盗等において、盗まれた場合に備えて、「損害賠償保険等」で対応するための、お金を、県、県教委で負担することをもとめる、請願
川原教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(内田委員)

入学式の集金の実態はどのようになっているか。

(中野財務施設課長)

多くの学校で入学式に集金を行っており、全ての学校で、入学料とともに、PTA会費や教育活動の目的を達成させるために必要な学校徴収金等を合わせて徴収している。納入方法については、現金で徴収している学校がほとんどであると把握している。

(内田委員)

近年、キャッシュレス化が進んでいるが、現金で集金しているのはなぜか。

(中野財務施設課長)

例えば、口座引き落としを行う場合、生徒や保護者が事前に金融機関へ登録手続きを済ませる必要があり、また、その登録手続きも金融機関での処理に時間を要することから、入学時点で口座引き落としを行うのは困難である。現金であれば、入学式の1日で入学料と学校徴収金等の徴収を合わせて完了することができ、事務負担の効率からも現金徴収としている学校がほとんどであると認識している。

なお、学校徴収金等については、入学後も半年ごとや四半期ごと等、定期的に徴収があり、その時点では金融機関への登録手続きが完了し、口座引き落としで徴収している学校が一般的である。

(河野委員)

一時的ではあるが、学校で現金を保管しているとのことだが、各学校での安全対策等はどのような状況か。また、何らかの事態が生じた場合、職員個人が賠償責任を負うことはあるのか。

(大谷総務課長)

各学校では、現金を保管する場合は、堅ろうな金庫に収めたうえ施錠して保管すること、また多額の現金を運搬しなければならない場合は、単独行動でなく複数名で対応する、金融機関の協力が得られれば集金をお願いする等しており、それぞれ安全対策を講じている。職員に故意又は過失がある場合を除き、個人に損害賠償の責任はないと考えている。

(河野委員)

引き続き、安全対策を徹底していただきたい。

7 議案

川原教育長が各委員に諮り、第26号議案 令和7年度愛知県教育表彰被表彰者については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第26号議案 令和7年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第27号議案 愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の入学者募集について

長坂あいちの学び推進課長が、愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の入学者募集について請議。

川原教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(片山委員)

近年の作手中学校卒業者の進学状況は、どのようになっているか。

(長坂あいちの学び推進課長)

新城市内の新城有教館高校、作手校舎の2校に進学する生徒が多いものの、その人数は毎年、全体の半数未満である。豊川市内の高校に進学する生徒も一定数おり、年によっては新城市内の2校への進学者よりも多いこともある。

今春については、卒業生15人のうち、新城市内が5人、豊川市が10人であった。

(田村委員)

公共交通機関で作手校舎に通学するには、1日7本しかないバスを利用する方法しかなく、JRを利用すれば豊川市や豊橋市に通学することも可能である。それにも関わらず、20人弱の生徒が作手校舎に通っているということは、作手校舎に魅力や特色があり、ひいては存在意義があるということである。なぜその生徒が作手校舎に通っているのか、ということが非常に大事である。これからも同じように作手校舎に魅力を感じる生徒が新城市内にいると思うが、そのような生徒は、今後はどのように進路選択をすればよいのか。大きな問題であると思う。この点について、どのように考えているか。

(長坂あいちの学び推進課長)

不登校経験者やさまざまな課題を抱えている生徒が、作手校舎で自分の可能性を見つけていくと聞いている。不登校生徒が増加し続けている現在の状況のなかで、一人一人の生徒への適切な支援が重要である。きめ細かな支援を特色とする県立高校が県内各地にあるが、新城市内の生徒については、通学できる高校が限られているという事情もあるため、作手校舎へ進学を検討している中学生に考慮し、特例として、2026年度、2027年度の2年間は募集を継続することとした。

また、新城有教館高校の教育内容や支援体制の充実を図り、さまざまなニーズを持つ生徒を幅広く受け入れること等について、地域の教育関係者の声を聞きながら、対応を検討していきたい。

(田村委員)

16人という人数は、愛知県全体の生徒数から見ると極めて少ないが、新城市内だけで見れば、少なくとも5%ほどの人数である。新城市内の中学生の進学先は、もちろん新城有教館高校が一番多いが、国府高校や小坂井高校への進学者と同じくらいの人数が作手校舎に進学している。作手校舎は、それほど重要な存在である。人数だけではなく、それぞれの生徒に作手校舎を選択する理由がある。不登校経験者だけではない。農業を中心としたカリキュラムがあるから選択する生徒もいるし、不登校経験者が選択する学校は他にいくつもあるが、小規模校だからこそ選択する生徒もいる。きめ細かに意見を聞いていただいて、今後どうするか検討していただきたい。

(河野委員)

子供たちに及ぼす影響もあるが、地域の中から一つの学校がなくなった時に、地域そのものに与える影響も小さくない。募集停止に至った場合、地域がどのように変わっていかうとしているのか、新城有教館高校や近隣の高校がどのよ

うな状況を迎えようとしているのかを、丁寧に検討、分析していただきたい。
第28号議案 令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について

加納高等学校教育課長が、令和8年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について請議。

川原教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 その他
なし

9 特記事項

- (1) 川原教育長が今回の会議録署名人として田村委員を指名した。
- (2) 請願第6号「県立高校の入学式（時）に、生徒・保護者から納入されるお金について、盗難、強盗等において、盗まれた場合に備えて、「損害賠償保険等」で対応するための、お金を、県、県教委で負担することをもとめる、請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、川原教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 1名